

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公表番号】特表2010-510959(P2010-510959A)

【公表日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2009-539270(P2009-539270)

【国際特許分類】

C 0 4 B 35/478 (2006.01)

C 0 4 B 35/00 (2006.01)

B 0 1 D 39/20 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 35/46 B

C 0 4 B 35/00 V

B 0 1 D 39/20 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年10月1日(2012.10.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、チタン酸アルミニウム前駆体バッチ組成物およびチタン酸アルミニウムセラミック物品の製造方法に関する。詳しくは、本発明のバッチ組成物の少なくとも一部は、ある量の回収されたチタン酸アルミニウム成分から形成される。ある態様において、回収された成分は、未焼成のチタン酸アルミニウム前駆体成分を含み得る。別の態様において、回収された成分は、予備反応したチタン酸アルミニウムセラミック材料を含み得る。これらの回収された成分は、例えば、欠陥があり、所望の用途に使用するのに不適切であると考えられた、先に形成されたチタン酸アルミニウムの未焼成体および/またはセラミック物品から得られる。